

# 横須賀市報

号外第7号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目 次

<b>上下水道企業管理規程</b>	
◇上下水道事業管理者の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程……………	1
◇上下水道局専決規程中一部改正……………	〃
◇上下水道局公文書管理規程中一部改正……………	〃
◇上下水道局企業職員安全衛生委員会規程中一部改正……………	2
◇上下水道局企業職員特殊勤務手当支給規程中一部改正……………	〃
◇横須賀市水道事業給水条例施行規程中一部改正……………	〃
◇横須賀市下水道条例施行規程中一部改正……………	〃
<b>上下水道局公告</b>	
◇横須賀都市計画下水道事業の賦課対象区域について……………	3
<b>消防局訓令甲</b>	
◇消防署執務規程中一部改正……………	〃
◇火災予防査察規程中一部改正……………	〃
◇火災予防違反処理規程中一部改正……………	4
◇建築同意等事務処理規程中一部改正……………	〃
◇防火対象物定期点検報告等に関する事務処理規程中一部改正……………	〃
◇警防規程中一部改正……………	〃
◇消防吏員制服規程中一部改正……………	〃
<b>議 会 規 程</b>	
◇横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程……………	〃
◇横須賀市議会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規程廃止……………	13
<b>教育委員会規則</b>	
◇教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則……………	〃
◇教育職員手当等支給規則中一部改正……………	〃
◇教育長に委任する事務等に関する規則中一部改正……………	〃
◇横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則中一部改正……………	14
◇指導不適切教員等の取扱いに関する規則中一部改正……………	〃
◇市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則中一部改正……………	〃
<b>教育委員会訓令甲</b>	
◇教育委員会専決規程中一部改正……………	〃
◇教育委員会の所管に係る公文書管理規程中一部改正……………	〃
◇市立学校公文書管理規程中一部改正……………	〃
◇市立学校職員の勤務時間に関する規程等中一部改正……………	〃
<b>教育委員会告示</b>	
◇横須賀市個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求できる個人情報の指定について廃止……………	15
<b>選挙管理委員会告示</b>	
◇横須賀市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程……………	〃
<b>監査委員告示</b>	
◇監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程……………	〃
<b>公平委員会規則</b>	
◇公平委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則……………	〃
<b>農業委員会告示</b>	
◇農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程……………	〃

### 固定資産評価審査委員会告示

◇固定資産評価審査委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程…………… 16

### 土地開発公社公告

◇令和5年度横須賀市土地開発公社事業計画について… 〃  
◇令和5年度横須賀市土地開発公社予算について………… 〃

## 上下水道企業管理規程

### 横須賀市上下水道企業管理規程第1号

上下水道事業管理者の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

上下水道事業管理者の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程

上下水道事業管理者の所管に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年横須賀市条例第46号)の施行については、個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則(令和5年横須賀市規則第3号)及び保有個人情報等の安全管理措置に関する規則(令和5年横須賀市規則第4号)の規定の例による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 上下水道事業管理者の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規程(平成5年横須賀市水道企業管理規程第4号)は、廃止する。

### 横須賀市上下水道企業管理規程第2号

上下水道局専決規程(平成15年横須賀市水道企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

別表第2第1項の表任免(経営部総務課に限る。)の項中「以下の配置換」を「の配置換・併任・休職」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### 横須賀市上下水道企業管理規程第3号

上下水道局公文書管理規程(平成21年横須賀市上下水道企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第6条第2項第3号中「不服申立て、訴訟」を「訴訟」に改める。

第7条第1項本文中「当該課等到達文書」の次に「が次に掲げる文書である場合は、当該課等到達文書」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請、届出その他の法令、条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知に係る文書
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体等からの通知で法令上の効果を有するものに係る文書

- (3) 契約規則(平成19年横須賀市規則第22号)第43条の規定により提出を受けた請求書(以下「請求書」という。)
- (4) 不服申立て、訴訟その他のその到達の日時が権利の得失等に関係すると思料される文書
- (5) その他その到達の日時が重要な事項であると思料される文書

第10条第1項ただし書を削り、同条第3項中「第1項の規定により出力された印刷物及び」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 電子メールにより受領した契約規則第20条若しくは第28条第2項の規定により徴した見積書若しくは請求書その他これに準ずる書面又は請求書については、前項の規定は、適用しない。この場合において、事務処理上必要があるため、請求書を印刷物として出力したときは、第7条第1項の規定を準用する。

第13条第1項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、経営部長が別に定める事案を処理するため起案するときは、紙による決裁(以下「紙決裁」という。)の方法により起案することができる。

第13条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項本文中「前3項」を「前2項」に、「ものに」を「ものを用いる方法であって、経営部長が別に定めるものに」に改め、同項を同条第3項とする。

第14条第1号中「又は回議用紙」及び「、又は記載し」を削る。

第23条第1項前段中「回議用紙の決裁日及び完結日欄に年月日を記入する」を「経営部長が別に定める方法により完了処理を行う」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の」を「完了処理における」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる公文書の」に改める。

第31条第4項第5号中「横須賀市個人情報保護条例(平成5年横須賀市条例第4号)第15条の7、第19条の4又は第21条の4」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条、第93条又は第101条」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第4号

上下水道局企業職員安全衛生委員会規程(昭和49年横須賀市水道企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

別表上下水道局本庁舎企業職員安全衛生委員会の項中

人	人
4	4

を

人	人
3	4

に

改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第5号

上下水道局企業職員特殊勤務手当支給規程(昭和31年横須賀市水道企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第7条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第6号

横須賀市水道事業給水条例施行規程(昭和33年横須賀市水道企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第2条各号列記以外の部分中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第2号の規定にかかわらず、給水装置の所有権の移動を伴う給水装置の工事をしようとする場合は、次条の申込書の提出をもって条例第9条第2号の規定による届出に代えるものとする。

第10条第1号中「開きよ」を「開渠」に改め、同条第2号中「電しよく」を「電蝕」に改める。

第19条第4項中「第1項」を「前項」に改める。

第22条中「で使用水量が15立方メートル以下」を削る。

第24条第1項第1号イ前段中「の合計から家事用戸数に10立方メートルを乗じて得た水量を差し引いた後の水量」を削る。

第37条第2号中「又は変更工事」を「、変更工事又は舗装先行工事」に改める。

第1号様式中「(第1条、第3条第3号関係)」を「(第1条、第3条第1項関係)」に改める。

第2号様式中「(第2条第1号、第3号、第3条第3号関係)」を「(第2条、第3条第1項関係)」に改める。

第3号様式中「(第2条第2号、第3号、第3条第3号関係)」を「(第2条、第3条第1項関係)」に、「氏名

Ⓜ」を「氏名」に改める。

第4号様式中「(第2条第4号関係)」を「(第2条関係)」に改める。

第5号様式中「(第3条第1号関係)」を「(第3条第1項関係)」に改める。

第6号様式中「(第3条第2号関係)」を「(第3条第1項関係)」に、

「Ⓜ」を

「 」に、

「Ⓜ」を

「 」に改める。

第7号様式中「(第3条第4号関係)」を「(第3条第1項関係)」に改める。

第8号様式、第10号様式及び第15号様式中「氏名 Ⓜ」を「氏名」に改める。

第16号様式中「(第20条の3第1号関係)」を「(第20条の3関係)」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第7号

横須賀市水道条例施行規程(平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第2条第1項第1号から第3号までを削り、同項第4号を同項第1号とし、同項第5号中「多量」を「専ら雨水を排出すべき私設下水道にあっては、多量」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号中「油脂類」を「専ら汚水を排出すべき私設下水道にあっては、油脂類」に改め、同号を同項第3号とし、同項第7号を同項第4号とし、同項第8号を同項第5号とする。

第3条の見出しを「(公共ます等への固着)」に改め、同条中「公共ます」を「公共ます等」に、「立会い」を「指示」に改める。

第4条第1項第2号ウ中「公共ます」を「公共下水道」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とする。

第17条第1項中「で使用者が排除した汚水の量が15立方メートル以下」を削る。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第2号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第4条第2項関係)

私設下水道施設等変更届

年 月 日	
(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者	
申込者	住 所
氏 名	氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
工 事 場 所	
工 事 番 号	
計 画 確 認 申 請 年 月 日	
変 更 の 内 容 及 び 理 由	
備 考	

第12号様式中

( 年 月 日生)	を
( 年 月 日生)	

に改める。


第27号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に、

を

に、

を

に改め、

同様式備考に関する部分を削る。  
第28号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改め、同様式備考に関する部分を削る。  
附 則  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### 上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第1号

横須賀市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例(昭和48年横須賀市条例第28号)第5条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を令和5年4月1日から次のように定めます。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において一般の縦覧に供します。

令和5年3月31日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

負担区 の 名称	負担金を賦課しようとする区域		摘 要
	町	名	
西部負担区	長 沢	1 丁 目	一 部

### 消防局訓令甲

横須賀市消防局訓令甲第1号

消防署執務規程(昭和50年横須賀市消防本部訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市消防長 野 田 佳 孝

第3条第2項を削る。  
第5条第2項中「局長」を「消防局長」に改める。  
附 則  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第2号

火災予防査察規程(平成元年横須賀市消防本部訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市消防長 野 田 佳 孝

第2条第2項第1号中「または」を「又は」に改める。  
第4条第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 法第7章の規定による火災の調査又は査察により法その他関係法令に違反していると認められたものに起因して火災が発生し、又は延焼した場合
- (5) 法その他関係法令違反に該当し、繰り返し指導を受けている査察対象物において火災が発生した場合

第12条の2第3項中「指導書」を「遵守指導書」に改め、同条に次の1項を加える。

4 署長等は、第4条第2項第4号又は第5号に該当するものとして行った立入検査の結果により、不備欠陥事項を認めるときは、火災の再発防止を促すため、通知書とともに火災再発防止指導書(第6号様式の2。以下「再発防止指導書」という。)を関係者に交付することができる。

第12条の3第1項本文中「消防長又は」を削り、「指導書」を「遵守指導書」に改め、同条第2項中「各号」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(再発防止計画書の提出)

第12条の4 署長等は、第12条の2第4項の規定により再発防止指導書を交付したときは、権原を有する者に再発防止計画書の提出を求めるものとする。

2 前項の再発防止計画書には、次に掲げる事項についての再発防止策等を明示させるよう指導するものとする。

- (1) 火災を発生させ、延焼させ、若しくは延焼を拡大させた要因又は法その他関係法令違反を繰り返した要因及び再発防止策に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、再発防止のために必要があると認める事項

第6号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2(第12条の2第4項関係)

火災再発防止指導書

年 月 日	
様	
職名 氏名	(印)
対 象 物	名 称
	所 在 地
	政 令 区 分
検査立会人	
<p>上記の対象物について、年 月 日 の規定に基づき立入検査を行ったところ、が確認されました。</p> <p>当該違反は、火災の発生の危険を高めるとともに、火災発生時の延焼の可能性を高めることから、火災予防上の再発防止を図る必要があります。</p> <p>よって、当該違反を繰り返すことのないよう、次の事項について指導します。</p>	
指導事項	
(事務処理欄)	

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市消防局訓令第3号

火災予防違反処理規程(平成14年横須賀市消防局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市消防長 野田 佳孝

第19条第2項第1号中「及び火災予防遵守指導書」を「火災予防遵守指導書及び火災再発防止指導書」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市消防局訓令第4号

建築同意等事務処理規程(平成13年横須賀市消防局訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市消防長 野田 佳孝

第20条第2項中「点検報告改修計画(報告)書」を「消防用

設備等(特殊消防用設備等)点検報告改修計画(報告)書」に改める。

第26号様式中「点検報告改修計画(報告)書」を「消防用設備等(特殊消防用設備等)点検報告改修計画(報告)書」に、

「 住 所 「 住 所  
権 原 者 氏 名 を 関 係 者 氏 名 に、「改修  
電 話 電 話」  
防火管理者 氏名」

に」を「改修計画(報告)に」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市消防局訓令第5号

防火対象物定期点検報告等に関する事務処理規程(平成29年横須賀市消防局訓令第13号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市消防長 野田 佳孝

「 住 所  
管理権原者 氏名 「 住 所  
第4号様式中 電 話 を 管理権原者 氏名  
防火管理者 氏名」  
防災管理者 氏名」

に、「点検報告書」を「防火対象物点検結果報告書」に、「改修に」を「改修計画(報告)に」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市消防局訓令第6号

警防規程(平成29年横須賀市消防局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市消防長 野田 佳孝

第19条第1項第4号中「震度5弱」を「震度5強」に改める。

第54条第3項中「横須賀市情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号)、横須賀市個人情報保護条例(平成5年横須賀市条例第4号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び横須賀市情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号)」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市消防局訓令第7号

消防吏員服制規程(平成8年横須賀市消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市消防長 野田 佳孝

別表第1夏帽の項中「紺色」を「紺色」に改め、同表冬服の項中「司令補」を「消防司令補」に改め、同表夏服の項中

「上衣と同様とする。」を

「夏帽と同様とする。」に改める。

別表第2冬服の項中 「肩章」を「階級章」に改める。  
「階級章」を「そで章」

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議 会 規 程

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市議会議長 大野 忠 之  
横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例施行  
規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横須賀市議会の個人情報の保護に関する  
条例（令和4年横須賀市条例第61号。以下「条例」という。）  
の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用  
する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項に規定する議長が定めるものは、次  
に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別す  
ることができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切  
な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、  
番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）  
を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の  
部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状  
及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の  
態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及  
び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定  
する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・  
番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定  
する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・  
番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号に  
規定する旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第  
2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを  
除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号に規定す  
る在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条  
第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112  
条の2第1項に規定する保険者番号及び組員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2  
第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する  
基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1  
号に規定する免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第  
144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組員等  
記号・番号

(12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に  
規定する住民票コード

(13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条  
第1項に規定する雇用保険被保険者証の被保険者番号

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）  
第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番  
号

(15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等  
の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8  
条第1項第3号に規定する特別永住者証明書の番号

(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項に規  
定する被保険者証の番号及び保険者番号

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利  
用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に  
規定する個人番号

(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項に規定する議長が定める記述等は、  
次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴  
又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を  
含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲  
げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的  
障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年  
法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平  
成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害  
を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で  
あって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す  
るための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に  
規定する政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚  
生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事す  
る者（次号において「医師等」という。）により行われた疾  
病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同  
号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心  
身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の  
状態の改善のための指導又は診療若しくは薬剤が行われた  
こと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、  
勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われ  
たこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に  
規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の  
措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手  
続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 条例第11条に規定する個人の権利利益を害するおそれ  
が大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいず  
れかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化  
その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講  
じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、  
滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」とい  
う。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれ  
がある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したお  
それがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情  
報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等  
が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、  
前項各号に掲げる事態を知った後、当該事態の状況に応じて  
速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲  
において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人  
情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する議長が定めるものは、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項に規定する議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項に規定する議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カに規定する議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キに規定する議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
  - ア 議会局の職員又は当該職員であった者
  - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号に規定する議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書）

第9条 条例第19条第1項に規定する書面は、開示請求書（第1号様式）による。

（開示請求等における本人確認手続等）

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面での旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第11条 条例第24条第1項に規定する議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（開示決定通知書等）

第12条 条例第24条第1項本文に規定する書面は、開示決定通知書（第2号様式）による。

2 条例第24条第2項に規定する書面は、開示をしない旨の決

定通知書（第3号様式）による。  
 （開示決定等期限延長通知書）  
 第13条 条例第25条第2項後段に規定する書面は、開示決定等期限延長通知書（第4号様式）による。  
 （開示決定等期限特例延長通知書）  
 第14条 条例第26条第1項後段に規定する書面は、開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）による。  
 （第三者意見照会書等）  
 第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（第27条第1項適用）（第6号様式）によらなければならない。  
 2 条例第27条第2項本文に規定する書面は、第三者意見照会書（第27条第2項適用）（第7号様式）による。  
 3 条例第27条第1項又は第2項本文に規定する意見書は、第三者開示決定等意見書（第8号様式）による。  
 4 議長は、条例第27条第1項又は第2項本文の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。  
 5 条例第27条第1項に規定する議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。  
 (1) 開示請求の年月日  
 (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限  
 6 条例第27条第2項本文に規定する議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。  
 (1) 前項各号に掲げる事項  
 (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由  
 7 条例第27条第3項後段に規定する書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（第9号様式）による。  
 （電磁的記録の開示方法）  
 第16条 条例第28条第1項本文に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。  
 (1) 録音テープ又はビデオテープに記録された電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分を議会が保有する再生装置により再生したものの視聴又は当該保有個人情報に係る部分の録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付  
 (2) フレキシブルディスクに記録された電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分をフレキシブルディスクに複写したものの交付  
 (3) 光ディスクに記録された電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付  
 (4) 前3号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付又は議会が保有する再生装置により再生したものの視聴  
 （開示の実施の方法等の申出）  
 第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。  
 (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）  
 (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分  
 (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日  
 (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨  
 2 開示請求書に求める開示の実施の方法を記載した場合であって、当該方法により開示を実施する旨の条例第24条第1項

文の規定による通知があったときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。ただし、開示請求書に記載した求める開示の実施の方法を変更する場合は、この限りでない。  
 （写しの交付に係る作成等に要する費用）  
 第18条 条例第30条に規定する写しの交付に係る写しの作成に要する費用の額は、別表に掲げるとおりとする。  
 2 条例第30条に規定する写しの交付に係る写しの送付に要する費用の額は、当該送付に係る郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）の料金に相当する額とする。  
 3 前2項の費用は、前納しなければならない。  
 （訂正請求書）  
 第19条 条例第32条第1項に規定する書面は、訂正請求書（第10号様式）による。  
 （訂正決定通知書等）  
 第20条 条例第34条第1項に規定する書面は、訂正決定通知書（第11号様式）による。  
 2 条例第34条第2項に規定する書面は、訂正をしない旨の決定通知書（第12号様式）による。  
 （訂正決定等期限延長通知書）  
 第21条 条例第35条第2項後段に規定する書面は、訂正決定等期限延長通知書（第13号様式）による。  
 （訂正決定等期限特例延長通知書）  
 第22条 条例第36条第1項後段に規定する書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（第14号様式）による。  
 （保有個人情報提供先への訂正決定通知書）  
 第23条 条例第37条に規定する書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（第15号様式）による。  
 （利用停止請求書）  
 第24条 条例第39条第1項に規定する書面は、利用停止請求書（第16号様式）による。  
 （利用停止決定通知書等）  
 第25条 条例第41条第1項に規定する書面は、利用停止決定通知書（第17号様式）による。  
 2 条例第41条第2項に規定する書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（第18号様式）による。  
 （利用停止決定等期限延長通知書）  
 第26条 条例第42条第2項後段に規定する書面は、利用停止決定等期限延長通知書（第19号様式）による。  
 （利用停止決定等期限特例延長通知書）  
 第27条 条例第43条第1項後段に規定する書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（第20号様式）による。  
 （諮問をした旨の通知書）  
 第28条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（第21号様式）によらなければならない。  
 附 則  
 （施行期日）  
 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
 （経過措置）  
 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この規程の施行後遅滞なく」とする。

別表（第18条第1項関係）

公文書の種類	写しの作成の方法		金額
文書及び図画	乾式複写機による写しの作成	モノクロ単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙	1枚につき10円
		多色刷りで日本産業規格A列4番までの用紙	1枚につき50円

	多色刷りで日本産業規格A列3番の用紙	1枚につき 80円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託 で定める額
マイクロ フィルム	印刷物に出力したもの（モノクロ単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。）	1枚につき 10円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託 で定める額
電磁的記録	録音テープ（記録時間が120分のもの）に複写したもの	1巻につき 200円
	ビデオテープ（記録時間が120分のもの）に複写したもの	1巻につき 300円
	フレキシブルディスク（容量が1.44メガバイトのもの）に複写したもの	1枚につき 100円
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	1枚につき 150円

備考 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。

第1号様式（第9条関係）

開示請求書

年月日

（あて先）横須賀市議会議長

請求者 住所又は居所  
ふりがな  
氏名  
電 話

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報

2 求める開示の実施方法等  
ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。  
<実施の方法> 閲覧 写しの交付  
その他（ ）

<実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人以外の者の請求の場合の本人の状況等

ア 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人  
任意代理人委任者

イ 本人の氏名

ウ 本人の住所又は居所

第2号様式（第12条第1項関係）

第 号  
年 月 日

横須賀市議会議長

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

第3号様式（第12条第2項関係）

第 号  
年 月 日

横須賀市議会議長

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

第4号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

横須賀市議会議長

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	
延長の理由	



第5号様式(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第26条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	

第6号様式(第15条第1項関係)

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

第三者意見照会書(第27条第1項適用)

に関する情報が含まれている保有個人情報について、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。  
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている情報に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	

第7号様式(第15条第2項関係)

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

第三者意見照会書(第27条第2項適用)

に関する情報が含まれている保有個人情報について、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。  
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。  
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている情報に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	

第8号様式(第15条第3項関係)

第三者開示決定等意見書

年 月 日

(あて先) 横須賀市議会議長

住所又は居所  
提出者 氏 名  
(法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)  
電 話 番 号

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分  (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

第9号様式（第15条第7項関係）

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

年 月 日付で「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	
開示を実施する日	

第10号様式（第19条関係）

訂正請求書

年 月 日

(あて先) 横須賀市議会議長

請求者  
住所又は居所  
ふりがな  
氏 名  
電 話

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	
訂正請求の趣旨及び理由	
本人以外の者の請求の場合の本人の状況等	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所

第11号様式（第20条第1項関係）

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

訂正決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	

第12号様式（第20条第2項関係）

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

第13号様式（第21条関係）

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	
延長の理由	

第14号様式（第22条関係）

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第36条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	

第15号様式（第23条関係）

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

次の保有個人情報については、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	

第16号様式（第24条関係）

利用停止請求書

年 月 日

（あて先）横須賀市議会議長

請求者 住所又は居所  
ふりがな  
氏 名  
電 話

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	
利用停止請求の趣旨及び理由	
本人以外の者の請求の場合の本人の状況等	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所

第17号様式（第25条第1項関係）

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	

第19号様式（第26条関係）

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	
延長の理由	

第18号様式（第25条第2項関係）

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定したので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

第20号様式（第27条関係）

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第43条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	

第21号様式(第28条関係)

第 号  
年 月 日

様

横須賀市議会議長

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり横須賀市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報等の名称等	
審査請求に係る開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)	
審査請求	
諮問日及び諮問番号	

横須賀市議会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規程(平成5年10月1日制定)は、廃止する。

令和5年3月31日

横須賀市議会議長 大野 忠之

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

### 横須賀市教育委員会規則第1号

教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則

教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年横須賀市条例第46号)の施行については、個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則(令和5年横須賀市規則第3号)及び保有個人情報等の安全管理措置に関する規則(令和5年横須賀市規則第4号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規程(平成5年横須賀市教育委員会規則第2号)は、廃止する。

### 横須賀市教育委員会規則第2号

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則  
教育職員手当等支給規則(昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表以外の部分中「再任用教育職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項及び第28条の5第1項の規定により採用された教育職員)を「定年前再任用短時間勤務教育職員(給与条例第3条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員)」に改め、同条第2号の表以外の部分中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に、「とする」を「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)」第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする」に改め、同条第3号を削る。

第3条第3項、第4条第2項及び第5条第4項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第5条の3第6号を削り、同条第7号中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員 前号の規定による額」を「定年前再任用短時間勤務教育職員 別表第2定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」に改め、「同条第1項に」の次に「規定する教育職員の」を加え、同号を同条第6号とする。

第5条の6第2項中「146号給」を「144号給」に、「145号給」を「143号給」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員の支給額)

8 給与条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員に対する第2条第1号、第3条第2項、第5条の3第1号から第4号まで及び第6条の規定の適用については、第2条第1号、第3条第2項及び第6条中「とする」とあるのは「に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする」と、第5条の3第1号から第4号までの規定中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。

別表第1及び別表第2中「再任用教育職員以外」を「定年前再任用短時間勤務教育職員以外」に、「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第54号。以下「令和4年改正条例」という。))附則第5項に規定する暫定再任用教育職員(以下単に「暫定再任用教育職員」という。))に係る管理職手当の額は、改正後の第2条の規定にかかわらず、同条第2号の表の職務の級の欄の区分に応じ、それぞれ当該管理職手当の額の欄に定める額とする。

3 暫定再任用教育職員に係る義務教育等教員特別手当の額は、改正後の第5条の3の規定にかかわらず、改正後の別表第2定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

4 令和4年改正条例附則第6項に規定する暫定再任用短時間勤務教育職員については、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の第2条第2号、第3条第3項、第4条第2項、第5条第4項及び第5条の3第6号の規定を適用する。

### 横須賀市教育委員会規則第3号

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に委任する事務等に関する規則（平成15年横須賀市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 学校の生徒等の募集に関する基本方針を定めること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第4号

横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和3年横須賀市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第5号

指導不適切教員等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

指導不適切教員等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導不適切教員等の取扱いに関する規則（平成20年横須賀市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項」を「職員定年等条例等の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第50号）附則第5項又は第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第6号

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則（平成16年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第9条第1項中「横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会訓令甲

横須賀市教育委員会訓令甲第1号

教育委員会専決規程（昭和40年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

別表第2第1項の表任免（注4参照）の項、第2項の表任免（注4参照）の項、第3項の表任免（注4参照）の項、第4項の表任免（注4参照）の項及び第5項の表任免（注4参照）の項中「（注4参照）」を削り、同表注に関する部分第4項を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市教育委員会訓令甲第2号

教育委員会の所管に係る公文書管理規程（平成22年横須賀市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

第4条第1項各号列記以外の部分中「又は回議用紙」を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市教育委員会訓令甲第3号

市立学校公文書管理規程（平成22年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

第25条第4項第5号中「横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）第15条の7、第19条の4又は第21条の4」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条、第93条又は第101条」に改める。

第27条中「手続き」を「手続」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市教育委員会訓令甲第4号

市立学校職員の勤務時間に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

（市立学校職員の勤務時間に関する規程の一部改正）  
第1条 市立学校職員の勤務時間に関する規程（平成7年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第11条の規定により採用された教育職員」に、「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第3条第2項中「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。  
（横須賀市立学校県費負担職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正）

第2条 横須賀市立学校県費負担職員の勤務時間の割振り等に関する規程（平成13年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を削る。

第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「前条に規定

する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

#### 附則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第54号）附則第6項に規定する暫定再任用短時間勤務教育職員については、職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第11条の規定により採用された教育職員とみなして、第1条の規定による改正後の市立学校職員の勤務時間に関する規程の規定を適用する。

## 教育委員会告示

### 横須賀市教育委員会告示第5号

平成14年横須賀市教育委員会告示第6号（横須賀市個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求できる個人情報の指定について）は、令和5年3月31日限り、廃止します。

令和5年3月31日

横須賀市教育委員会  
教育長 新倉 聡

## 選挙管理委員会告示

### 横須賀市選挙管理委員会告示第23号

横須賀市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口 道夫

横須賀市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程

横須賀市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号）の施行については、個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則（令和5年横須賀市規則第3号）及び保有個人情報等の安全管理措置に関する規則（令和5年横須賀市規則第4号）の規定の例による。

#### 附則

（施行期日）

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。（関係規程の廃止）
- 横須賀市選挙管理委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規程（平成5年横須賀市選挙管理委員会告示第80号）は、廃止する。

## 監査委員告示

### 横須賀市監査委員告示第1号

監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市監査委員 川瀬 富士子  
同 丸山 邦彦  
同 加藤 眞道  
同 石山 満

監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程

監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号）の施行については、個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則（令和5年横須賀市規則第3号）及び保有個人情報等の安全管理措置に関する規則

（令和5年横須賀市規則第4号）の規定の例による。

#### 附則

（施行期日）

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。（関係規程の廃止）
- 監査委員の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規程（平成5年横須賀市監査委員告示第1号）は、廃止する。

## 公平委員会規則

### 横須賀市公平委員会規則第1号

公平委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市公平委員会  
委員長 佐藤 進一

公平委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則

（個人情報保護管理者）

第1条 保有個人情報等の安全管理措置に関する規則（令和5年横須賀市規則第4号。以下「安全管理措置規則」という。）第1条に規定する安全管理措置を実施するため、事務局に個人情報保護管理者（次項において「保護管理者」という。）を置く。

第2条 保護管理者は、公平委員会処務規程（昭和45年横須賀市公平委員会告示第1号）第2条第1号に掲げる事務局長をもって充てる。

（その他の事項）

第2条 前条に定めるもののほか、公平委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号）の施行については、個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則（令和5年横須賀市規則第3号）及び安全管理措置規則の規定の例による。

#### 附則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。（関係規則の廃止）
- 公平委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則（平成5年横須賀市公平委員会規則第2号）は、廃止する。

## 農業委員会告示

### 横須賀市農業委員会告示第4号

農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市農業委員会  
会長 田丸 定雄

農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程

（個人情報保護管理者）

第1条 保有個人情報等の安全管理措置に関する規則（令和5年横須賀市規則第4号。以下「安全管理措置規則」という。）第1条に規定する安全管理措置を実施するため、事務局に個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。

第2条 保護管理者は、横須賀市農業委員会規程（昭和35年横須賀市農業委員会告示第3号）第4条に規定する副事務局長をもって充てる。

（その他の事項）

第2条 前条に定めるもののほか、農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号）の施行については、個人情報の保護に関する

法律等施行取扱規則（令和5年横須賀市規則第3号）及び安全管理措置規則の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
（関係規程の廃止）
- 2 農業委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規程（平成5年横須賀市農業委員会告示第23号）は、廃止する。

### 固定資産評価審査委員会告示

#### 横須賀市固定資産評価審査委員会告示第1号

固定資産評価審査委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市固定資産評価審査委員会  
委員長 井 上 賢 一

固定資産評価審査委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規程

（個人情報保護管理者）

- 第1条 保有個人情報等の安全管理措置に関する規則（令和5年横須賀市規則第4号。以下「安全管理措置規則」という。）第1条に規定する安全管理措置を実施するため、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。
- 2 保護管理者は、固定資産評価審査委員会条例（昭和26年横須賀市条例第59号）第3条第1項に規定する書記のうち委員長が指定する者をもって充てる。

（その他の事項）

第2条 前条に定めるもののほか、固定資産評価審査委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号）の施行については、個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則（令和5年横須賀市規則第3号）及び安全管理措置規則の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
（関係規程の廃止）
- 2 固定資産評価審査委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規程（平成5年固定資産評価審査委員会告示第1号）は、廃止する。

### 土地開発公社公告

#### 横須賀市土地開発公社公告第1号

令和5年度横須賀市土地開発公社事業計画を次のとおり定めました。

令和5年3月31日

横須賀市土地開発公社  
理事長 島 内 太 郎

令和5年度横須賀市土地開発公社事業計画

横須賀市土地開発公社は、本年度において保有土地の管理等の事業を次のとおり行うものとする。

- 1 用地管理事業  
佐原地区文教施設建設用地  
管理予定面積 10,000.31㎡
- 2 用地取得事業  
道路改良事業による用地の取得（臨時分）  
取得予定面積 200㎡
- 3 用地賃貸事業  
馬堀海岸地区賃貸用地  
賃貸予定面積 12,682.09㎡

#### 横須賀市土地開発公社公告第2号

令和5年度横須賀市土地開発公社予算を次のとおり定めました。

令和5年3月31日

横須賀市土地開発公社

理事長 島 内 太 郎

令和5年度横須賀市土地開発公社予算

（総則）

第1条 令和5年度横須賀市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第1款 事業収益		37,809千円
第1項 事業収益		37,800千円
第2項 事業外収益		9千円
支	出	
第1款 事業費用		19,546千円
第1項 販売費及び一般管理費		7,286千円
第2項 事業外費用		12,260千円

（資本的収入及び支出）

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第1款 資本的収入		13,625千円
第1項 雑 入		13,625千円
支	出	
第1款 資本的支出		67,880千円
第1項 公有地取得事業費		67,880千円